

令和3年7月分「市民の声」一覧

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
7月1日	7月9日	<p>装具について 国民健康保険課に申請した書類がメモが添付されて返信された。 正式に医師の「装具証明書」を添付して提出した書類である。装具の費用給付がされないのであれば、正式にされない理由を付して返信されるべきではないか。担当者が電話で説明したとのメモ書きだけで返信されるのは理解できない。</p>	<p>今回購入された補装具に関する療養費の支給申請につきましては、6月29日(火)に〇〇様にご連絡させていただきましたが、奥様に説明するようお願いいただいたことから、お電話を替わっていただき、ご説明させていただいたところでございます。</p> <p>不支給の理由といたしましては、国の定めた基準により、ご本人様に合わせたオーダーメイドが支給に当たっての基本条件であること、既製品の場合は技師が装具作成に関わるなど、オーダーメイドと同等品である必要があることから、今回購入された補装具には技師が関与されていない事をお聞きしたうえで、判断させていただいたものでございます。</p> <p>メモ書きの添付につきましては、不支給となる事、個人情報保護の観点から申請書を返送させていただく事を含め、奥様にご了承をいただいておりますが、本回答の後、〇〇様へ理由を付したお手紙を送付させていただきたいと考えております。</p> <p>今後とも国民健康保険制度の適切な運営にご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。</p>	国民健康保険課
7月2日	7月15日	<p>子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)について 子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)ですが、ひとり親世帯分の方もそうですが、なぜ子どもを区別や差別するのでしょうか？ 対象となるのは非課税世帯ということですが、低所得だけギリギリのところ税金を払ってギリギリで生活している家庭はあります。そもそも、コロナ対策の1つとしての給付金であるのなら、非課税世帯やひとり親世帯とかは関係なく、子どもは子どもとして低所得世帯も高所得世帯も一律に給付されるべきだと思います。その中で辞退する方は辞退を選択出来るようにすればよいのではないかと思います。しかし、この子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)は国の決定なので内容や対象者を変えることは出来ませんよね。でしたら、自治体独自の策として、給付金を支給されていない子育て世帯にも同額給付金だしていただけませんか？非課税世帯だけが苦しい世帯ではありません。子どもは子どもです。沼津市ではコロナ対策として図書カードを配りましたが、それから何もありません。今回の給付金を支給されていない子育て世帯への給付金を是非お願いしたいです。</p>	<p>「子育て世帯生活支援特別給付金」については、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うことを目的とし、国が定めた基準に基づいて実施しております。</p> <p>また、昨年度、沼津市では新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、低所得者に限定せず中間所得層も含めた児童手当受給世帯に対し、「子育て世帯への臨時特別給付金」として児童1人当たり1万円を支給したほか、低所得のひとり親世帯等を対象に、「ひとり親世帯臨時特別給付金」、「沼津市児童扶養手当受給者応援特別給付金」を支給するなど、国及び市独自の事業を組み合わせて子育て世帯に対する支援を行いました。</p> <p>現時点では、ご要望がありました「給付金を支給されていない子育て世帯にも同額給付すること」については、実施の予定はございませんが、新型コロナウイルス感染症の影響により住民税(均等割)が非課税となる程度に家計が急変されました世帯におかれましては、本給付金の家計急変としての申請についてご検討いただきたく、また、今後状況に応じ、国の動向を注視する中で、適宜必要な支援等について検討してまいりますので、ご理解下さいますようお願い申し上げます。</p>	子ども家庭課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
7月2日	7月16日	<p>消防団員の詰所での飲食について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週に何回も訓練があり、そのあと、狭い詰所に十何人も集まって密の状態での飲食しながら話をして、帰宅時間は午前0時半にもなります。 ・新型コロナの感染防止のため3密を避けるように言われているのに、まったく守られていません。 ・消防団員には小さい子供から高齢の親や祖母まで家族がいます。家族は感染の恐怖を感じています。 ・仕事をしている家族は、消防団員の家族から感染して自分の職場で感染させてしまうかもしれないことも心配しています。 ・とくに若い消防団員は参加したくない人が多いのに、分団長など上の人に言えばひどい扱いをされるので仕方なく参加している状況です。 ・危機管理課では、市から指導をしているとのことですが、消防団の役員だけでは分団長止まりで分団員全体に市からのメッセージが伝わりません。 ・なぜなら、分団長がお酒を飲みたくて分団員を集めているから分団員には知らせないのです。 ・消防団員全員に周知させ、飲み会を中止させるような強い指導をしていただきたい。 ・各分団の詰所に掲示する文書を配付したり、全消防団員向けに文書を送るなど、全消防団員が周知し、それを根拠に飲み会を中止し、また参加を拒否できるようにしてもらいたい。 ・命を守る消防団員が新型コロナで活動できなくなったり、感染を広めるようなことがあってはならないと思います。 	<p>ご指摘いただきました、消防団における新型コロナウイルス感染防止対策については、昨年より消防団幹部を通じて全消防団員に対し、周知を行っております。</p> <p>内容につきましては、三密を避ける等の基本的な感染防止対策のほか「5人以上の飲酒を伴う懇親会を行わないこと」や「感染への不安を感じている団員及び団員の家族がいることを考慮し、一律の参加を求めないこと」等であります。</p> <p>ご指摘を受け、市では、全消防団員に一斉配信することができる「災害メール」を活用し、再度、三密対策や5人以上の懇親会を行わない等の感染防止対策の徹底を図るよう指示いたしました。</p> <p>今後も、消防団詰所に「感染防止対策」を掲示し、消防団員全員が確認できるようにするなど、継続的に感染防止対策に取り組んで参りますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>	危機管理課
7月2日	7月15日	<p>体育館など利用についてルール違反</p> <p>県外の方と接触した場合に2週間利用できないと言うルールがあるようで、家内のバレーボールチームはしっかりルールを守って運営しています。</p> <p>本日、同じチームメンバーの娘がPCR検査陰性の結果をもって帰省しているがその場合も2週間の使用禁止になるのかと質問を〇〇コミュニティの体育部施設管理担当に聞いたところ、真面目に守っていないところもあると平然と答えたとようです。</p> <p>スポーツやる方がルールを守れないようです。そんな状況では体育館など施設を使わせるべきではないと思います。現在感染者が増えているところしっかり管理すべき?できないなら使わせないように指導してください??</p>	<p>学校体育施設開放事業につきましては、各校区の管理指導員や利用団体の皆さまに新型コロナウイルス感染症防止対策をお願いしているところです。</p> <p>対策の中には、利用前2週間に、①平熱を超える発熱、②咳、咽頭痛などの症状、③体調がすぐれない(倦怠感、息苦しさや呼吸困難、味覚や嗅覚の異常、疲れやすいなど)、④感染が疑われる人が同居家族が身近にいる、⑤感染拡大地域(海外を含む)を訪問または当該在住者との濃厚接触がある、といった項目に該当する方は自主的に参加を見合わせていただくこととなっています。</p> <p>ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐためには、基本的なルールを遵守することが大切です。各校区の管理指導員に対し、改めて学校体育施設開放事業における新型コロナウイルス感染防止対策について徹底するよう指導し、適切な管理、運営を行うよう努めてまいります。</p>	ウイズスポーツ課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
7月2日	7月16日	通学路整備について 『千葉県八街(やちまた)市で下校中だった児童5人が死傷した事故で、現場の市道一帯は危険と指摘されながら、安全対策は手かずだった。ガードレールや歩道の設置を求める要望はあったが、市は用地買収の難しさを理由に消極的だった』とニュースでありました。沼津市内にも子供達が通学路として歩くには危険なところが沢山あります。数年前には片浜で子供が犠牲なる事故がありました。沼津市でも子供を守るため通学路の整備をお願い致します。特に、事故の起こってしまった片浜地区(歩道はありますがガードレールがありません)浮島地区(特に荒久、石川地区からの根方街道の通学路はガードレールが全くなく子供達スレスレに車が通り危険です)静浦地区(交通量が多いのに道幅が狭いです)一度、市長に朝の登校時間に現地に赴いて頂き、どれだけ子供達が危険な道を歩いているのか見ていただきたいです。事故が起きてからでは遅いです。子供が犠牲になってから動くのではなく子供を守るために対応して欲しいと思います。	千葉県八街市で発生した交通死亡事故の報に接し、亡くなられた児童に心から哀悼の意を表します。 本市においては、平成26年に発生した、片浜小学校の児童が犠牲となった交通死亡事故の教訓等を踏まえた小中学校児童生徒の通学の安全確保を目的に、毎年度、各学校において通学路上の危険箇所をリストアップした上、通学路安全アドバイザー(学識経験者)、学校関係者、道路関係者、警察関係者等により構成する「沼津市通学路安全推進連絡協議会」において、現地確認を含む対応策の協議を行い、その結果に基づき、登下校時の見守りや児童生徒に対する安全指導、道路の危険箇所の改修等に取り組んでまいりました。 さらに、令和元年に滋賀県大津市にて発生した散歩中の保育園児が犠牲となった事故等を受け、昨年度、通学路だけでなく、保育園や幼稚園等の散歩経路等を含む「子供が日常的に集団で移動する経路」の安全確保対策を実施することを目的に、「沼津市子供の移動経路に関する交通安全プログラム」を策定するとともに、本年度から、「沼津市通学路安全推進連絡協議会」を母体に、保育園、幼稚園等の所管課も加わった「沼津市子供の移動経路安全推進連絡協議会」へと組織を拡大し、ハード対策、ソフト対策の両面から、子供たちの命を守るための活動に取り組むこととしております。 今後とも市と教育委員会、警察等の関係機関が連携し、通学路を含む子供の移動経路の安全確保に取り組んでまいります。	学校教育課
7月5日	7月19日	体育館受付係・施設管理係 私は市民体育館をよく利用する者ですが、体育館職員の質が悪過ぎます。 まず、受付係の接遇がひど過ぎる ・受付の職員の基本的態度が横柄。上から目線。蔑み視線。女性子供障害者を馬鹿にしている。 ・ネットで見たら空気がなかったのに、行ったらあいていた。聞いたら数日前にキャンセルが出たと。キャンセルが出たのなら、なるべく多くの市民が使えるように即座に開放すべきではないのか。市民のためという視点が全くない。 ・子供が窓口に来た際、「子供だけで来たって貸せない」と小馬鹿にして門前払いしていた。その後子供は泣いていた。 ・受付に列ができていないのに応対しているのは1人だけ。すぐそこにもう1人いるのに、その職員はスマホをいじってこちらを見向きもしない。 施設の管理がずさん過ぎる ・器具がほこりだらけ。カビだらけ。マット、玉入れの玉、扇風機、モップ。たまに来る私だっけが気付く。定期的な見回りをやっていたら気づかないはずがない。(つまり、やってない) ・夜間の利用中、まだ使っているのに電気を消された。 ・南面の暗幕が破れ明かりが漏れている。それなりの規模の大会をやることもあるのに、ガムテープでベタベタするだけ。しかもベタベタしきれてなく、結局光が漏れている。ホスト体育館として恥ずかしい過ぎ。沼津の恥。 ・使えるトイレの数が少なくなる一方で直す気配がない。 2、3年後に新体育館ができるから直さないのか。それにしても最低限の修理はすべき。現に使っているのだから。管理の怠慢が過ぎる。 とりあえず、受付係の職員、施設管理係の職員を総入れ替えてほしい。残念、悔しさ、怒りを覚えたことはあっても、感心した記憶はない。市長もスポーツの街云々言うなら、フェンシングなど一部のスポーツにうつつを抜かすのではなく、まず市民のスポーツの礎である市民体育館をしっかりしてほしい。まず足元を見よ。それなくして何がスポーツの街だ、と思う。恥ずかしいし、情けない。	受付係の接遇については、これまでも接遇マナーのご指摘をいただく度に、施設の受付・管理等業務を行っているNPO法人沼津市体育協会職員と市において話し合い、改善に努めてきております。今後も、引き続き研修等を実施してまいります。 施設の管理については、器具庫等の点検を日々行っておりますが、より一層、施設内の環境の保持に努めてまいります。 また、現市民体育館は、老朽化に伴い設備も古くなっているため、雨漏りや設備の故障が度々発生し、利用者の皆様にご迷惑をおかけすることが多々ございますが、適宜、修繕を行っており、利用に支障をきたすことがないよう対応してまいりますので、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。	ウィズスポーツ課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
7月13日	7月27日	<p>乳幼児一時預かり事業について 沼津市一時預かり(ショートステイ)のHPを見て、各保育園・幼稚園に5件以上電話しました。 いずれも、過去にやっていたが、現在はされていない、とのお返事でした。 いざというときの頼みの綱である一時預かりが、実際は使えないということは、沼津市職員の方々にご存じなのでしょうか？ HPに載せるのであれば、責任をもって、その事業が行われているのか確認すべきではないでしょうか？ 現在利用可能な施設だけを載せるべきだと思います。</p>	<p>市HPの乳幼児ショートステイ(一時預かり事業)に係る情報が一部適切でなく、ご利用に際し、ご不便をおかけしたことをお詫びいたします。 市HPには、一時預かり事業を実施できる保育園等を掲載しておりましたが、当該制度を実施していない園については削除しました。また、一覧に掲載されている園についても、各施設の在園児に対する保育士の人数及び行事等の都合によりお預かりできない場合がありますことをあらかじめご理解願います。 今後も、各園と連携を図り、利用を希望される皆様に対してわかりやすい情報提供に努めてまいります。</p>	子育て支援課
7月14日	7月27日	<p>子供の安全について 沼津市で感染者が増加していますが、なぜ子供達のオンライン授業はすすまないんですか？パソコンが一人一台配布された意味ありますか？ 夏休み前の今、感染拡大を食い止めるべきではないですか？学校の面談も受験生以外は中止した方がいいと思います。 もっと注意喚起するべきだと思います。</p>	<p>本市では、昨年度、国のGIGAスクール構想に基づき市内全小中学生用への1人1台端末やネットワークの整備を行いました。ハード面、ソフト面ともに、臨時休業等で子供たちが学校に来られない状況になった場合にもオンライン学習等により学びを継続できるような準備ができています。 今年度に入り、不測の事態が発生した場合にオンライン授業を行うことができるようにするため、あらゆる教育活動の場において日常的なICT活用を進めています。また、家庭でも学校と同様の学びが実現できるよう、端末を自宅に持ち帰る準備や試行を進めています。 児童生徒用端末は、ランドセルに収まる大きさではありますが、教科書やノートに比べてやや重いことから、児童生徒の登下校に負荷がかかりすぎないように配慮する必要があります。そこで、児童生徒の発達段階に応じた取り組みが必要と考え、端末の安全な持ち帰りができるか、自宅でのインターネット接続ができるか等の確認をしながら、オンライン授業に繋がる端末の持ち帰り試行を段階的に進めているところであります。 また、面談についてですが、保護者、学校が相互に学校や家庭での児童生徒の様子を共有し、一人一人の児童生徒を十分に理解した上で教育につなげていくために大変重要な機会であると捉えております。面談の実施にあたりましては、国が示している「新しい生活様式」の実践例を参考に感染対策を行いつつ実施することとしておりますが、臨時休業等の状況の場合はオンラインによる面談も検討してまいりたいと考えております。 今後も感染状況に注視しながら、国の安全衛生マニュアルに基づき感染防止を徹底したうえで、児童生徒の学びを着実に進めてまいりますので、何卒、御理解ください。</p>	学校教育課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
7月27日	8月3日	職員の対応 本日、社会保険から国民健康保険への異動の為、国民健康保険課に行きました。社会保険証を返却して、約束の14日が過ぎてしまい、おまけに保険証が無い状態で怪我をしまして、自費負担の後で正直言って不安ばかりで出向きました。あいにく脱退証明もなく、0からの不安なスタートでした。国民健康保険課が、お客様で満席の中、私の担当者の女性の対応が、親切で不安ばかりの私は、本当に精神的にも助かりました。御名前は存じあげませんが、仕事とはいえ、素晴らしい仕事ぶり、庶民的目線での対応に、有難い思いです。こちらから、この場からお礼を申したくメール致します。	このたびは、職員の対応につきまして、お褒めの言葉をいただきありがとうございます。 市職員は、法令に基づく判断を念頭に置きつつ、困りごとを抱え来庁される市民の方にとって、今、何が必要かを考え、日々接遇に努めているところでございます。 窓口の満席が続き、ご迷惑をおかけしている中、今回このようなお褒めの言葉をいただきましたことは、職員にとりましても大変励みとなります。 今後も市民の皆様様の立場に立った対応を行うよう努めてまいります。	国民健康保険課
7月21日	8月10日	原付の登録ミスについて 原付の登録でミスをされ何度もやりとり及び郵便のやり取りをさせられる。何だコレ？いい加減にしろ。間違えるな！	この度は、原動機付自転車の登録にあたり、ご迷惑をおかけして誠に申し訳ございませんでした。 車両情報を台帳へ登録する際に入力の誤りがあり、その結果、郵送にて証明書類の差し替えをお願いすることになってしまい、〇〇様にご迷惑をおかけしたことを、反省しております。 原動機付自転車の登録事務は、お客様が所有する車両の情報を扱う業務であることから、誤りの無いように複数の職員による確認を徹底するなど、慎重かつ適正な事務執行に努めてまいります。	市民税課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
7月21日	8月10日	被災の証明書について 被災したので罹災証明書を出してくれと言ったら沼津市では最初やってませんと言われた。その後、電話が来てやっぱり証明書出すって言われた。何だコレ？馬鹿にしてんのか？市民を舐めすぎ。地方の自治体だからって適当にやるな！いい加減な事するな！ちゃんとやれ！	罹災証明書は、本来、災害による住家の被害の程度を証明するものです。しかしながら、令和3年7月の大雨においては、車や店舗などの被害も多く、住民の皆様からも要望があったことから、住家以外についても被災した証明を書面で発行することにしたものです。このたびは、職員間で情報共有が十分でなく、お手数をお掛けし申し訳ありませんでした。	資産税課
7月30日	8月18日	市民の森の年中開放について 市民の森は4月から10月までしか開いていません。また、9月からは土曜日のみと、極めて使いづらい施設です。雪とかの関係もあるでしょうが、12月1日まで開園できないでしょうか？	現在、市民の森の宿泊につきましては、職員配置の都合上、毎日の宿泊受け入れが困難なため、4月から10月までの主に週末のみ宿泊を受け付けております。その中で、7月20日から8月30日までの夏期集中キャンプ期間につきましては、地元自治会の協力を受けることで体制を整え、毎日の宿泊受け入れが可能となっております。 このため、夏期集中キャンプ期間以外は、今後も毎日の宿泊受け入れは困難であると考えておりますが、11月につきましては、昨今のキャンプブームを受け、今年度から週末の宿泊受け入れを行う予定で準備を進めております。 12月から3月までの冬期につきましては、道路が凍結しやすく危険であること、この時期に園内の整備を集中的に行っていること等から、これまで通り宿泊の受け入れを行う予定はありません。 なお、市民の森の宿泊以外のハイキングや散策のご利用につきましては、休園日を除き、通年開園しておりますので利用可能です。 今後、国や県による新型コロナウイルス感染症に関する宣言などの発令により、一時的な休園の可能性もありますので、ご承知おきください。なお、8月8日からの静岡県への「まん延防止等重点措置」適用に併せ、8月8日から8月31日までの期間中は、市民の森の宿泊・バーベキューの新規予約を中止しております。	緑地公園課